

給水装置工事施行指針の変更箇所及び変更点(R3.4.1)

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
全体	全体	ページ番号	図の挿入や削除による、ページ番号の修正
目次	目次	ページ番号 第1編 工事施工指針 第9章 直結増圧方式及び3・4階直結直圧方式の設計施工基準	図の挿入や削除による、ページ番号の修正 「直結増圧方式」を「増圧方式」へ、「3・4階直結直圧方式」を「3・4階直圧方式」へ変更
巻末	巻末	給水装置工事施工指針	「令和 3年 4月 1日 改訂版 発行」を追加

第1編 第1章 総則

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P1	P1	1 給水装置の概要 2. 給水装置の構造及び材質 4行目	法第16条の文章に合わせて、「給水装置をその基準に適合させるまでの間」を追加
		2 給水装置工事の概要 1. 給水装置工事の定義 2行目	逐次解説に記載がないため、「増設」を削除
		3 用語の定義	空白の行を削除
P3	P3	4 指定給水装置工事事業者制度 9行目	「(以下「主任技術者」という。)」を追加
		4 指定給水装置工事事業者制度 1. 指定給水装置工事事業者制度の概要 4行目	「(以下「指定工事業者」という。)」を追加
		4 指定給水装置工事事業者制度 1. 指定給水装置工事事業者制度の概要 5行目	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		4 指定給水装置工事事業者制度 1. 指定給水装置工事事業者制度の概要 6行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
P4	P4	(2) 水道事業者との関係 1行目と3行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		(2) 水道事業者との関係 5行目	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		(3)	給水装置工事技術指針2020を参考に、「(3)指定の更新」を追加 「(3)」を「(4)」へ変更
P5	P5	図1-1 指定給水装置工事事業者制度の概要	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ、「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		(4)	「(4)」を「(5)」へ変更
		(4) 指定給水装置工事事業者による施行の意義	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		(4) 指定給水装置工事事業者による施行の意義 5行目	「指定工事業者指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)」を「指定工事業者」へ変更
		2. 給水装置工事主任技術者の職務とこの制度上の役割	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		③の下端	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		3. 基準適合品の使用等	「基準適合品」を「性能基準適合品」へ変更
		3. 基準適合品の使用等 1行目	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ、「基準省令」を「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(以下「基準省令」という。)」へ変更
		3. 基準適合品の使用等 2行目	「(以下「性能基準適合品」という。)」を追加
P6	P6	4. 指定給水装置工事事業者による給水装置工事主任技術者の支援	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ、「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		4. 指定給水装置工事事業者による給水装置工事主任技術者の支援 1行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ、「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		5. 給水装置工事記録の保存 1行目	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		5 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 1. 認証制度の概要 (7) 3行目	「基準省令に適合する製品(以下「基準適合品」という。)」を「性能基準適合品」へ、「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		6 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 1. 認証制度の概要 (7) (1)	「(1)」を「①」へ変更
		6 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 1. 認証制度の概要 (7) (1) 1行目	「基準適合品」を「性能基準適合品」へ変更
		2行目 (2)	「(2)」を「②」へ変更
P7	P7	3. 基準適合性の証明方法 (1) ① 2行目	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		3. 基準適合性の証明方法 (1) ② 4行目	「製造基準適合品」を「性能基準適合品」へ変更
		3. 基準適合性の証明方法 (1) ② 8行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		3. 基準適合性の証明方法 (2) ① 2行目	「基準適合品」を「性能基準適合品」へ変更
P8	P8	3行目	「また、JISマーク表示制度は、工業標準化法に基づく国又は指定認定機関の職員による審査によりJISに適合した製品を安定的かつ継続的に製造し得る能力を有する工場を認定するものであり、構造・材質基準に適合しているJIS規格に関する情報をデータベースとして集積」を「性能基準適合品についての製品名、製造業者名、適用される基準及び性能基準適合品並びに性能基準適合品の証明方法に関する情報を集積」へ変更 厚生労働省の給水装置データベースの説明文を採用
		4. 基準適合品の確認方法 の前の行	「この他、日本産業規格によるJIS認証(JISマーク表示品)、(公社)日本水道協会による団体規格(JWWA)等の検査合格品がある。」を追加
		4. 基準適合品の確認方法	「基準適合品」を「性能基準適合品」へ変更
		4. 基準適合品の確認方法 (1)	「基準に適合した製品名、製造業者名、基準適合の内容、基準適合性の証明方法及び性能基準適合性を証明したものに關する情報をデータベースとして集積」を「性能基準適合品についての製品名、製造業者名、適用される基準及び性能基準適合品並びに性能基準適合品の証明方法に関する情報を集積」へ変更 厚生労働省の給水装置データベースの説明文を採用
P9	P9	表1-1 給水装置データベース	正しいホームページアドレス「 <a href="https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action">https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action</a> 」へ訂正
		表1-2 第三者認証業務を行っている機関とホームページアドレス	第三者認証業務を行っていない「(株)ユー・エル日本(UL)」を削除

第1編 第2章 給水装置の基本計画

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P10	P10	1 基本調査 4行目	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
P11	P11	2 給水方式の決定 1. 給水方式の種類 (1) 1行目	「直接給水する方式(直結直圧方式)」を「直接給水する方式である直結直圧方式(以下「直圧方式」という。)」へ変更
		2 給水方式の決定 1. 給水方式の種類 (1) 2行目	「増圧装置を設置し直接給水する方式(直結増圧方式)」を「増圧装置を設置し直接給水する方式である直結増圧方式(以下「増圧方式」という。)」へ変更
		2 給水方式の決定 1. 給水方式の種類 (2) 下の図	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ、「直結増圧方式」を「増圧方式」へ変更
P12	P12	2. 直結方式 1行目	「直結増圧方式」を「増圧方式」へ変更 「(以下「3・4階直圧方式」という。)」を追加
		2. 直結方式 2行目	「直結増圧方式」を「増圧方式」へ、「3・4階直結直圧方式」を「3・4階直圧方式」へ変更
		2. 直結方式 (2) 1行目	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ変更
		3. 貯水槽方式 (1) ①	「直結直圧方式、直結増圧方式」を「直結方式」へ変更
		3. 貯水槽方式 (1) ⑦	①と内容が被るため、⑦を削除
P13	P13	図2-1 例(メーター口径25mm以下の場合)	図の後ろに隠れていた「3. 貯水槽方式 建物の階層が多い場合又は一時に多量の水を使用する需要者に対して、貯水槽を設置して給水する方式である。(図○-○) 貯水槽式給水は、配水管の水圧が変動しても給水圧、給水量を一定に保持できること、一時に多量の水使用が可能であること、断水時や災害時にも給水が確保できること、建」を削除し、「メーター口径25mm以下の場合」を「メーター口径40mm以下の場合」へ変更
P16	P16	3 計画使用水量の決定 3・2 計画使用水量の決定 1. 各給水方式の計画使用水量の算定方法(表2-3)	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ、「3・4階直結直圧方式」を「3・4階直圧方式」へ、「直結増圧方式」を「増圧方式」へ変更
		2. 器具給水負荷単位等による同時使用水量の算定方法(表2-4) BL規格	「Q:同時使用水量」を「Q:同時使用水量(L/min)」へ変更
P17	P17	3. 直結直圧方式給水の計画使用水量	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ変更
		3. 直結直圧方式給水の計画使用水量 (1) ①	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ変更
P21	P21	4 給水管及びメーターの口径の決定 1. 口径決定における基本事項 ※1行目	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ変更
		表2-9 メーター適正流量表	堺市で採用しているメーターの適正流量、(公社)日本水道協会作成「水道メーターの選び方 2014」より適正流量を訂正
P27	P27	6. 口径決定計算例 (1) ① 2行目	「(設計水圧20m、給水管管径200mmの場合)」を追加

P29	P29	③ イ	「5.98% $\div$ sec $\times$ 1,000 $\div$ (3.14 $\times$ 6.50cm $\times$ 6.50cm $\div$ 4) $\div$ 100=1.80m/secを「5.98% $\div$ sec $\div$ 1,000 $\div$ (3.14 $\times$ 6.50cm $\times$ 6.50cm $\div$ 4) $\times$ 10000=1.80m/sec)へ訂正
P33	P33	表2-10 給水栓、弁類の直管換算表	ボール止水栓 $\phi$ 13 $\sim$ $\phi$ 40、逆止弁付パッキン $\phi$ 30 $\sim$ $\phi$ 40を追加、メーター $\phi$ 13 $\phi$ 10 $\sim$ 4.0を「3.0 $\sim$ 4.0」へ変更追加の換算長については前澤給装のデータより算出
P34	P34	表2-11 器具給水負荷単位の総和による流量表	表の真ん中の縦線を二重線へ、器具単位数の左の縦線を太線へ変更
P38	P38	最下行	「吐水口空間については、第1編 第7章 4-2. 吐水口空間を参照すること」を追加
P39	P39	表2-15 管種の表示記号	「SGB-VA」を「SGP-VA」へ修正
P40	P40	表2-18 器材の表示記号	「GX形ソフトシール仕切弁(受挿)」を削除、「ソフトシール仕切弁(受挿)」の記号GX形に「(ショート形)」を追加
P41	P41	消火栓の下	排水栓を追加
P43	P43	(6) ② 2行目 (9) ② 1行目	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更 「貯水槽下流側の給水設備」を「貯水槽の下流側の給水設備」へ変更

### 第1編 第3章 給水装置工事の施工管理

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P44	P44	1 給水装置工事の施工管理の概要 1. 道路上の給水装置工事の施工管理 2行目	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
P44	P44	1 給水装置工事の施工管理の概要 1. 道路上の給水装置工事の施工管理 3行目	「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(以下「基準省令」という。)」を「基準省令」へ変更
P47	P47	5 安全管理等 4行目	「(平成5.1.12建設省経建発第1、2号)」を削除
		5 安全管理等 1. 事故防止の基本事項 (3) 3行目	「防護協定等を遵守して措置し、」を削除し
		5 安全管理等 1. 事故防止の基本事項 (3) 4行目	「適切な表示」を「適切な措置及び表示」へ変更
P48	P48	(5) 2行目	「誤まらない」を「誤らない」へ訂正
		(7) ③ 1行目	「(平成9(1997).3.27通商産業省令第52号、平成29(2017).3.31経済産業省令第32号 改正)」を削除
		(8) 2行目	「(酸素欠乏症等防止規則)(昭和47(1972).9.30労働省令第42号、平成30(2018).6.19厚生労働省令第75号 改正)」を「酸素欠乏症等防止規則」へ変更
P52	P52	6 給水装置工事施工管理基準 1行目	「管理者」を「上下水道事業管理者(以下「水道事業管理者」という。)」へ変更
		6 給水装置工事施工管理基準 2行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		6 給水装置工事施工管理基準 12行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		6 給水装置工事施工管理基準 14行目	「給水装置工事主任技術者」を「主任技術者」へ変更
		6 給水装置工事施工管理基準 15行目	「工事番号」が均等割り付け設定になっていたのを解除
		6 給水装置工事施工管理基準 1.品質管理基準表 (1)	品質規格の二つ目の※に、「原則として局が用意する」を追加
P53	P53	(3) 出来形管理表 ①	給排水設備課で使用していないので、「① 出来形管理表(土工)」を削除
		(3) 出来形管理表 ②	「② 出来形管理表(弁・栓類)」を「出来形管理表(弁・栓類・レジコンクリートボックス)」へ変更
		(3) 出来形管理表 ④ 1行目	「① $\sim$ ④」を「① $\sim$ ④」へ変更
P54			「出来形管理(土工)」を削除
P56 $\sim$ P65			日本ダクタイル鉄管協会のホームページに記載のあるチェックシートを削除
P69	P58	耐圧試験管理表	右上の主任技術者押印欄の上部に、「年 月 日」を追加

### 第1編 第4章 給水装置の施工

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P70	P59	1行目	空白の行を削除
		第4章 給水装置の施工 1 給水管の取出し 1.給水管の取出しにおける留意点 (4) 3行目	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更
		第4章 給水装置の施工 1 給水管の取出し 1.給水管の取出しにおける留意点 (8) 4行目	「エポキシ樹脂粉体塗装管」を「内面エポキシ樹脂粉体塗装管」へ変更
P71	P60	(10) 2行目と3行目	カッコ書きの規格を削除
P73	P62	「分岐方法の種類(文字の表)」のA、「分岐方法の種類(イラストの表)」のA、「(1) 鋳鉄管からの分岐」のA	「使用しない」を「新規使用しない」へ変更
P75	P64	(4) (注) 1行目	「(JIS Z1702規格1種)」を削除
P76	P65	③ 参考 ナットの標準締付けトルク(JWWA B 116)	呼び径30 $\sim$ 50の標準締付けトルクの数値が1行におさまるよう「フォント10」から「フォント9」へ変更
		④	「仕切弁のフランジ継手部分及び北ニュータウン内において使用するボルトは、腐食抑制ナットを使用すること。」を「ステンレスボルトを使用せず埋設するバルブ等のフランジ部には、腐食抑制ナットをとりつけること。」に訂正 共通仕様書の文章を引用
		⑦ 2行目	「必要となります」を「必要とすることがあります」へ変更
		最下行	「※ 切管部補修用の防食ゴムは使用しない。」を削除
P77	P66	②	図中の「の」の「止水栓」を「ボール止水栓」へ、 $\phi$ 30 $\sim$ $\phi$ 40の止水栓の「ハンドル付浮きコマ式止水栓」を「ボール止水栓」へ変更
P78	P67	③ ア	「JIS K6353規格のものとする。」を「規格のものとする。」へ変更
		③ イ	「JIS Z 2005規格又はJWWA K 158-2005規格の」を削除
		図4-16	「 $\phi$ 13 $\sim$ $\phi$ 25 甲型ボール止水栓」を追加
		図4-17	「(縦断配管は、ポリエチレン管を使用すること。)&「(P.P使用)」削除 また、「減径する場合は、分岐部分で行う」の頭に※を追記し、フォントを「9」から「10」へ変更 さらに配水管からの分岐部分の給水主管が飛び出していたのを修正
P79	P68	図4-19	「離隔30cm以上」を追加
P80	P69	最下行	「やむをえず、横引き距離が1mを超える場合は、官民境界線上に明示ピンを設置する。」を追加
P81	P70	図4-25	メーターの設置位置を敷地境界付近へ移動
P82	P71	3 給水管及び給水用具の指定 2行目と(1)1行目 図4-26	「メーターまでの間の給水装置」を「メーターまでの間で、指定された範囲の給水装置」に変更 文字と $\rightarrow$ の間隔を微調整
P83	P72	表4-4 水道用ダクタイル鋳鉄管の右欄1行目	「(JWWA合格証印)」を追加
		表4-4 水道用ポリエチレン二層管の右欄1行目	「(JWWA合格証印)」を追加
		表4-4 水道用ダクタイル鋳鉄異形管の右欄1行目	「(JWWA合格証印)」を追加
		表4-4 水道用ダクタイル鋳鉄異形管の右欄2行目	「JWWA G 120規格」を「JWWA G 121規格」へ訂正
		表4-4 ボール止水栓の右欄1行目	「、または管理者承認(JWWA合格証印)」を追加
		表4-4 ボール止水栓の右欄3行目	「(管理者承認)」を追加
		表4-4 ボール止水栓の右欄4行目	「使用条件: $\phi$ 30mm、 $\phi$ 40mm(丸ハンドル)※蝶型不可」を追加
		表4-4 水道用サドル付分水栓の右欄1行目	「(JWWA合格証印)」を追加
		表4-4 水道用サドル付分水栓の右欄2行目	「(75 $\times$ 50は管理者承認)」を追加
		表4-4 青銅仕切弁(外ねじ)の右欄1行目	「自己認証品又は第三者認証品」を削除し、「管理者承認(JWWA合格証印)」を追加
		表4-4 仕切弁の右欄 上から二つ目のボックス内 1行目	「(JWWA合格証印)」を追加
		表4-4 仕切弁の右欄 上から二つ目のボックス内 3行目	「右回り開き」を追加
		表4-4 仕切弁の右欄 上から3つ目のボックス内 1行目	「自己認証品又は第三者認証品」を削除
		表4-4 仕切弁の右欄 上から3つ目のボックス内 3行目	「右回り開き」を追加
		表4-4 ボール式単口消火栓の右欄 1行目	「(JWWA合格証印)」を追加
表4-4 ボール式単口消火栓の右欄 3行目	「左回り開き」を追加		
P84	P73	表4-6	備考欄の国道から私道までを一つのセルにし、「 $\phi$ 75mm以上の」と「(分岐口径 $\phi$ 50mm)」を削除
P88	P77	9 弁類の設置基準 2. 消火栓(排水栓)の設置 項目名と(2)①1行目	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更
		9 弁類の設置基準 2. 消火栓(排水栓)の設置 (1)1行目	「排水栓の配置は、道路管理者および水道事業管理者と協議の上、決定する。」を追加
P89	P78	ウ 1行目 と エ 1行目 図4-31	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更 巻末の消火栓ボックスの表示記号を90度回転
P91	P80	3. 消火栓(排水栓)ボックス 項目名と (1) 1行目 と (2) 1行目 と 図4-34	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更
		3. 消火栓(排水栓)ボックス(1) 2行目	「なお排水栓ボックスの積み方は消火栓ボックスと同じとし、排水栓ボックスの蓋は「堺市仕様 円形3号 H100」を使用すること。」を追加

第1編 第5章 水道メーターの設置

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P92	P81	1行目	空白の行を削除
P94	P83	(5) 2行目	「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「水道事業管理者」へ変更
P95	P84	(注2) 1行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
P98	P87	3 メーター回りの配管 1. 口径φ13～25mmの場合	「口径φ13～25mm」を「口径φ13～40mm」へ変更
		3 メーター回りの配管 1. 口径φ13～25mmの場合 (1) 図5-14 基本型 3 メーター回りの配管 1. 口径φ13～25mmの場合 (1) 図5-15 既設直結止水栓利用型	図5-14 基本型に、①口径φ13～25mmと②口径φ30mmとφ40mmを記載 「図5-15 既設直結止水栓利用型」を「図5-15 既設直結止水栓利用型(φ13～φ25mm)」へ変更
P98	P88	(注) 1行目	「口径φ13～φ25mmの止水栓は、」を追加
		(2) ① 2行目	「メーターの長さL(mm)」を「メーターの長さL(表5-5)」へ変更
		(2) ② 下行	「③ メーター口径がφ30mmとφ40mmのときは、～」を追加
P99	P89	2. 口径φ30mmとφ40mmの場合	「(既設浮きゴマ止水栓使用の場合)※新規設置不可」を追加
		2. 口径φ30mmとφ40mmの場合 (1)	②を新ページP87の(2)へ記載し、「①浮きゴマ止水栓使用の場合」を削除
		2. 口径φ30mmとφ40mmの場合 表5-1の上	(2) メーターの取付方法に浮きゴマ止水栓の場合の取付方法を記載
P100		1行目の(2)	削除
P102	P92	4 メーターボックスの設置 1. メーターボックスの設置 ⑥	「1階部分のメーターと2階部分のメーターの区別方法については、建物に対して1階は横向き、2階は縦向きとする。また、物理的にメーターを縦・横に分けて設置出来ない場合は、」を「複数メーターを設置する場合は、」へ変更
		図5-19	削除
		図5-20	「図5-19」へ変更
P103	P93	図5-21	「図5-20」へ変更

第1編 第6章 土工事等

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P106	P96	第6章 土工事等 1 土工事 (5) ① 4行目	「埋設物回り」を「埋設物周り」へ訂正
P107	P97	2 道路復旧工事 (3) ③	(2)の③と同じ文章になるよう訂正
P114	P104	3 現場管理 1. 履行事項 (2) 2行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更

第1編 第7章 水の安全・衛生対策

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P115	P105	1行目	空白の行を削除
P119	P109	2. 防食工 (2) ②の下	図7-4 の後ろに隠れていた「③ 管軸方向のスリーブのつなぎ部分は、確実に重ね合わせる。」が見えるよう、図の位置を下へ変更

第1編 第8章 設計審査及び工事検査

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P125	P115	1行目	空白の行を削除
		第8章 設計審査及び工事検査 1 設計審査 1行目	「申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		第8章 設計審査及び工事検査 2 工事検査 2行目	「給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)」を「主任技術者」へ変更
		第8章 設計審査及び工事検査 2 工事検査 1. 主任技術者が行う自主検査 3行目	「以下の事項」を「(1)の事項」へ変更
		第8章 設計審査及び工事検査 2 工事検査 1. 主任技術者が行う自主検査 5行目	「その他提出書類」を「(2)に記す提出書類」へ変更
P126	P116	(1) 点検項目 ① 2行目	「施工方法」を「施工」へ訂正
		(2) ②	「しゅん工図(給水台帳)」を「しゅん工図」へ訂正
		(2) ⑤	「出来形管理表(弁・栓類)」を「出来形管理表(弁・栓類・レジンコンクリートボックス)」へ修正し、中カッコが作業日報までにかかるよう修正し、「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
P127	P117	(2) 装置検査(しゅん工検査)の上	①と②を削除
		(2) 装置検査(しゅん工検査) ② 現場検査	「給水装置工事検査チェックシート(検査員用)による確認」を削除
		(4) 3行目	「必要な場合は」を削除
P128	P118	表8-1	主任技術者の「@」を削除し、施工完了年月日の「H」を削除

第1編 第9章 直結増圧方式及び3・4階直結直圧方式の設計施行基準

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P130	P120	第9章 直結増圧方式及び3・4階直結直圧方式の設計施行基準	「直結増圧方式」を「増圧方式」へ、「3・4階直結直圧方式」を「3・4階直圧方式」へ変更
		第9章 直結増圧方式及び3・4階直結直圧方式の設計施行基準 1 総則 1行目	「直結増圧方式」を「増圧方式」へ、「3・4階直結直圧方式」を「3・4階直圧方式」へ変更
		第9章 直結増圧方式及び3・4階直結直圧方式の設計施行基準 1. 給水方式 (1)	「直結増圧方式」を「増圧方式」へ変更し、「(以下「増圧方式」という。)」を削除
		第9章 直結増圧方式及び3・4階直結直圧方式の設計施行基準 1. 給水方式 (2)	「3・4階直結直圧方式」を「3・4階直圧方式」へ変更し、「(以下「3・4階直圧方式」という。)」を削除
P136	P126	図9-6 動水勾配線図	増圧ポンプの四角のなかに「BP」を記入し、P3とP5が図のどの部分か分かるよう、矢印を挿入
		(4) 増圧装置	「増圧装置の使用としては、(公社)日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット(JWWA B130)」が一般的である。」を削除
		(4) 増圧装置 ① ウ	「増圧装置は、原則として1階に設置すること。なお、」を「増圧装置」へ変更
P137	P127	③	「減圧逆流防止器の設置位置」を「逆流防止装置の設置位置」へ変更
P138	P128	オ (エ) 1行目	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ変更
		◆ 対象となる建物 の上	「◆ 実施対象区分削除」を削除
P141	P131	○動水勾配線図	P3が図のどの部分か分かるよう、矢印を挿入
P145	P135	4. 施工 (1) メーター周り配管 メータユニット配管例 ① 7行目	「併用タイプする」を「併用タイプとする」へ訂正
		4. 施工 (1) メーター周り配管 メータユニット配管例 ② 4行目	「とし、局への届出品(受理品)と」を追加
P147	P137	(4) 3行目と図9-12の吸排気弁への→上の文	「バルブ」を「止水栓」へ訂正
P149	P139	5. 維持管理 (2) 1行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		6. 貯水槽方式から増圧方式への改造 1行目	「(以下「給水設備」という。)」を削除
		6. 貯水槽方式から増圧方式への改造 (1) ① 1行目	「給水設備」を「貯水槽の下流側の給水設備」へ変更
		6. 貯水槽方式から増圧方式への改造 (1) ②	②を削除し以下の○の中の数字を訂正
		6. 貯水槽方式から増圧方式への改造 (1) ⑥	「厚生労働省通知」を「厚生労働省通知「受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について」」へ変更
		6. 貯水槽方式から増圧方式への改造 (1) ③	「給水設備」を「貯水槽の下流側の給水設備」へ変更
P154	P144	(5) ①	「管理者が認める中層住宅地区であること」を「水道事業管理者が認める場合であること」へ訂正
P162	P152	(3) ① 1行目	「φ20～φ25mm」を「φ20～φ40mm」へ変更
P163	P153	5. 貯水槽方式から3・4階直圧方式への改造 1行目	「給水設備」を「貯水槽の下流側の給水設備」へ変更
		② 1行目	「認証品」を「性能基準適合品」へ変更

第2編 第1章 工事の受注及び申込

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P164	P154	1行目	「堺市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)」を「指定工事業者」へ変更
		4行目と5行目	「水道法、供給規程等(堺市水道事業給水条例、堺市水道事業給水条例施行規程)を「法、道路法、河川法、供給規程等(条例、施行規程)」へ変更
		8行目	「(以下「工事申込書」という。)」を削除し、「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「水道事業管理者」へ変更
		10行目	「給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)」を「主任技術者」へ変更
		11行目	「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		12行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更

第2編 第2章 申込が必要な工事

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P164	P154	1行目と2行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ、「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		5	「5.その他工事」を削除

第2編 第3章 事前協議

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P165	P155	2. 事前協議が必要な工事 (2)	「直結増圧方式」を「増圧方式」へ変更
		2. 事前協議が必要な工事 (3)	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ変更
		2. 事前協議が必要な工事 (6) ③	「貯水槽下流側の給水設備」を「貯水槽の下流側の給水設備」へ変更
		2. 事前協議が必要な工事 (6) ④の下	「⑤ 除却管・譲渡管がある工事 等」を追加
		3. 事前協議の申込 1行目と4行目と5行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
P166	P156	3. 事前協議の申込 (1) ① ※ 2行目	「開発指導課」を「開発指導担当課」へ訂正
		(3) 上	空白の行を削除
		(3) ③ 1行目	「直結増圧方式」を「増圧方式」へ変更

第2編 第4章 工事申込

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P167	P157	1行目	「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		1行目と6行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		1. 装置の検種 (3) 1行目	「一定の使用期間を定めて設ける」を「1年以内で使用する」へ変更
		2. 申込の必要条件 (1) ①	「10㎡未満の」を削除し、建築確認済証がない場合は、使用水量のお知らせができることとし、設置口径に関する記述を削除 現状面積について指導しておらず、Φ25のメーター設置の例もあるため
P168	P158	② 臨時検 ア	「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		(2) ① 2行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		(3) 項目名と1行目	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更
		(3) 1行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		表④-1	「10㎡以上の」を削除し、「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
P169	P159	3. 申込における遵守事項 (1) ④ 1行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		3. 申込における遵守事項 (2) ③ 1行目	「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		3. 申込における遵守事項 (2) ⑤ 1行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		3. 申込における遵守事項 (3) ① 2行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		3. 申込における遵守事項 (3) ③ 1行目	「水道法第15条第1項」を「法第16条」へ変更
		3. 申込における遵守事項 (3) ④	「水道法施行令」を「施行令」
P170	P160	4. 各種申込の必要書類 1行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		表④-2 (4)	給水装置の自己所有申立書の「○」を削除
		表④-2 (6)	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更
		表④-2 (注) 1行目	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更

第2編 第5章 給水装置工事申込書の作成

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P171	P161	1行目	「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
P173	P162	5. その他項目欄 (1)	「4. 貯水槽下流側の給水設備」を「4. 貯水槽の下流側の給水設備」へ変更し、「7.」を削除
		5. その他項目欄 (8)	(8)を削除し、以降カッコ内の数字を訂正
P173とP174	P163	(10) ①と②	「受付・確認のいずれかの」を「建築確認済証の」へ訂正
P174	P163	(12) ②の下	③で留置の場合を追加

第2編 第6章 添付書類の作成

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P175	P164	1行目	「申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		1. 給水装置の自己所有申立書・加入金減免申請書 2行目	「所有権譲渡書」を「自己所有申立書」に訂正
		1. 給水装置の自己所有申立書・加入金減免申請書 4行目	「ただし、前所有者の所在が不明な場合は、自己所有申立書に換えて申込することができる。」を削除
		1. 給水装置の自己所有申立書・加入金減免申請書 表⑥-1	給水管の存置は例外のため、⑤と⑥を削除し、以降の丸の中の数字を訂正 また、増設工事の①を「×」から「○」へ、撤去工事の①を「○」から「×」へ訂正
		2. 口座振替依頼書 1行目	「工事申込者控・上下水道局提出用の2枚で、」と「上下水道局用を」を削除し、「臨時検の場合」を「臨時検、設計変更(選付金がある時)の場合」へ変更
P176	P165	3. 工所用給水申込書 (2)	(2)の文を削除し、以降カッコ内の数字を訂正
P177	P166	4. 道路掘削・占用申請 1行目	「所管部局担当課との協議、埋設物調査、舗装構成の確認、」を追加
		4. 道路掘削・占用申請 (1) ①	「道路横断方向及び縦断方向を各1枚」を「道路横断方向及び縦断方向を各1枚 カラー」へ変更
		4. 道路掘削・占用申請 (1) ③	「申込図面を作成すること。」を「申込図面を作成」へ変更
		4. 道路掘削・占用申請 (1) ③	申込図面の作成について、詳しい説明を追記し、「方位は必ず北を上にして記入すること。」を削除
		4. 道路掘削・占用申請 (1) ④	「P180」を削除
		4. 道路掘削・占用申請 (1) ⑤ ア 1行目	「ア」を削除し、「既設舗装構成・布設管もしくは撤去管の土被り」を追加
		4. 道路掘削・占用申請 (1) ⑤ イ	イの文章を削除し、「※施工後1週間以内に提出すること」を追加
		4. 道路掘削・占用申請 (1) ⑥ ア 1行目	「ア」を削除し、「施工前/完了」を追加
		4. 道路掘削・占用申請 (1) ⑥ イ	イの文章を削除し、「※施工後1週間以内に提出すること」を追加
P177	P166とP167	4. 道路掘削・占用申請 (2) ③	「道路横断方向及び縦断方向」を「道路横断方向及び縦断方向を各1枚 カラー」へ変更
P177	P167	4. 道路掘削・占用申請 (2) ③の下	「道路台帳を基に申込図面(平面図・断面図)を作成すること。」を「道路台帳をもとに申込図面(平面図・断面図)を作成」へ変更し、申込図面の作成について、詳しい説明を追記し、「方位は必ず北を上にして記入すること。」を削除
		4. 道路掘削・占用申請 (2) ④	調整部会の事項を追加し、以降丸の中の数字を訂正
		4. 道路掘削・占用申請 (2) ⑤ ア	「P180」を削除
P178	P167	4. 道路掘削・占用申請 (2) ⑤ イ	「ア」を削除し、「既設舗装構成・布設管もしくは撤去管の土被り」を追加、また「各工事別施工写真」を「各工程別施工写真」へ変更
		4. 道路掘削・占用申請 (2) ⑥ ア 1行目	イの文章を削除し、「※施工後1週間以内に提出すること」を追加
		4. 道路掘削・占用申請 (2) ⑥ イ	「施工前/完了」を追加
		(3) ②	イの文章を削除し、「※施工後1週間以内に提出すること」を追加
		(3) ③	申込図面の作成について、詳しい説明を追記し、「平面図は、上下水道局の占有平面図を複写し、それを基に作成する。」と「引込み箇所は、鉛筆書きとする。」と「縮尺、方位を記入すること。」を削除
		(3) ④ ア 1行目	「既設舗装構成・布設管もしくは撤去管の土被り」を追加
P178	P168	(3) ④ ア 2行目	「(カラー)」を追加
		(3) ④ イ	「道路占用許可書の写し 1部」を削除し、「舗装工の品質証明書、使用材料の納品書等 ※施工後1週間以内に提出すること」を追加
		(3) ⑤ ア 1行目	「施工前/完了」を追加
P178	P168	(3) ⑤ イ	「道路占用許可書の写し 1部」を削除し、「舗装工の品質証明書、使用材料の納品書等 ※施工後1週間以内に提出すること」を追加
		(4) ⑤	「現況平面断面図の作成」を「申込図面を作成」へ変更し、「住所は、地名・地番を記入すること。」を削除、また申込図面の作成について、詳しい説明を追記
		(4) ⑥	「P180」を削除
P179	P169	(4) ⑥の下	「⑦ 里道仮復旧工事完了時の提出書類」と「⑧ 道路本復旧工事完了時の提出書類」と「⑨ 水路工事完了時の提出書類」を追記
		(5)	新しく留意事項①、②を追加し、以降丸の中の数字を訂正
		(5) ① 1行目	「① 地域整備事務所からの指示事項」を「③ 所管部局担当課からの指示事項」へ変更
		(5) ② 2行目	「現認書コピー」を「現認書原本」へ変更
		(5) ④	「占有図」を「計画図」へ変更
P180	P170	(5) ⑤	「法定外公共物は、現況平面断面図に地名・地番を記入のこと。」を「法定外公共物の水路部について、」へ変更
		(5) ⑩ エの下	「※許可までの目安とされる日数を勘案し、余裕をもち申請手続きを行うこと。」を追加し、⑩に設計変更・取下げを行う場合についてと⑩に公文書の保管について追加
		表⑥-3	「延伸願」と「本復旧願」を追加し、各専用種別ごとの書類部数を見直し また「着工前の現場写真」を「着工前の現場写真(縦横断方向)」へ、「掘削平面・断面図」を「計画平面・断面図」へ変更し、「占有平面・断面図(A3コピー・赤書)」を削除 さらに「道路占有者意見調書」を「道路占有者意見調書の写し」へ訂正し、書類に「期限切れとなった道路使用許可申請書の写し」を追加
		5. 給水装置工事(設計変更 取下げ) 申込書(書式4) 1行目	「工事申込者控・給排水設備課用の2枚で、」を削除
P182	P172	5. 給水装置工事(設計変更 取下げ) 申込書(書式4) (2) 1行目	「該当する項目を円で囲う、あるいは」を追加

第2編 第7章 設計変更

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P183	P173	8行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		2. 給水方式の変更 (4) 1行目	「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		4. 納付義務者及び口座振替先口座の変更 (2) カッコ内	「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
P186	P175	11. その他の変更	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更

第2編 第8章 市納付金

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P187	P176	3. 請求・納付・還付等の方法 (2) 1行目 と (3) 2行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		4. 請求・納付・還付等の時期 (2) 1行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
P188	P177	6. 市納付金の精算 (4) ② 1行目 と ④ 2行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更
P189	P178	7. 加入金の算定 (1) カッコ内	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ、「直結増圧方式」を「増圧方式」へ変更
		7. 加入金の算定 (2) ③ 1行目	「給水条例施行規程」を「施行規程」へ変更
P191	P180	(4) イ.	「引込み口径φ30mm以上で複数のメーターを設置する場合」を「給水主管を布設し、複数のメーターを設置する場合」へ変更し、「開発地内」を「敷地内・開発地内」に訂正
P192	P181	1行目の(注)	エの表の中で記載があるため、(注)の文章を削除
		カ.	「消火栓」を「消火栓(排水栓)」へ変更
P193	P182	イ.(注)	内容が分かりやすいように、文章を訂正
P194	P183	③ 図の下の文章	「給水条例」を「条例」へ変更
		⑤ ア	「上下水道事業管理者」を「水道事業管理者」へ変更
		⑤ オ	誤解を避けるため、「建物の新築又は増改築を伴わない支栓の増設、又は撤去又は移設に係る工事」を「元止め式瞬間湯沸かし器の設置に伴う支栓の増設、撤去又は移設に係る工事」へ訂正
		⑤ カ 1行目	「直結直圧方式」を「直圧方式」へ、「直結増圧方式」を「増圧方式」へ変更
		⑤ キ 1行目	「指定給水装置工事事業者」を「指定工事業者」へ変更
		⑤ ク	「貯水槽下流側の給水設備」を「貯水槽の下流側の給水設備」へ変更

第2編 第9章 工事検査

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P195	P184	1. 検査申込 4行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ、「又は」を「または」へ変更
		1. 検査申込 5行目	「または検査予約連絡票(堺市上下水道局ホームページ参照)」を追加
		1. 検査申込 6行目の下	「なお、検査予約連絡票は、水道事業管理者が工事検査の一部を委託している委託業者に検査申込を行うにあたり使用するものとする。」を追加
		1. 検査申込 7行目	「検査申込書」を「検査申込書及び検査予約連絡票」へ変更
		1. 検査申込 (2) 1行目	「工事申込書」を「給水装置工事申込書」へ変更
		1. 検査申込 (3)	「検査希望日の一週間以上前に」を「検査希望日から局の5営業日前までに」へ変更
		1. 検査申込 (5)	「道路使用許可の写し」を「道路使用許可及び許可条件の写し」へ変更
		1. 検査申込 (6) 1行目	「管理者」を「水道事業管理者」へ、「現場写真」を「施工写真」へ変更
		2. 検査通知 の上	「なお、平成25年4月より工事検査の一部を委託業者が担当しており、検査申込にあたっては所定の「給排水設備工事検査用 検査予約連絡表」に必要事項を記入の上、委託業者に検査予約を行うこと。「検査予約連絡表」は堺市上下水道局ホームページよりダウンロードできます。」を削除
		2. 検査通知 1行目	「4日前」を「3日前」へ変更
		3. メーターの出庫	「出庫」を「受領」へ訂正
		3. メーターの出庫 1行目	「検査申込書提出し」を「検査申込書または検査予約連絡票を提出後」へ変更
		P196	P185
5. 検査申込及び工事検査の立会の省略 1行目	「原則として」を削除		
5. 検査申込及び工事検査の立会の省略 2行目	「省略する」を「省略することができる」へ訂正		
5. 検査申込及び工事検査の立会の省略 3行目	「確認された日より7日以後に」を「確認された後に」へ変更		
6. 検査済証	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更		
7. 是正指示	「管理者」を「水道事業管理者」へ変更		

第2編 第11章 しゅん工図

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P198	P187	1. しゅん工図(給水装置台帳)	「(給水装置台帳)」を削除
		1. しゅん工図(給水装置台帳) (2) 2行目	「A3以上とすること。」を「A3版以上とすること。(A0版を限度とする)」へ訂正
		2. しゅん工図(譲渡図面) (3)の下	「(4) 新設給水主管及びその関連箇所は、赤文字とする。」を追加し、以降カッコ内の数字を訂正
		2. しゅん工図(譲渡図面) (4) 1行目	「(着墨)」を削除
		図①-1	「しゅん工年月日」の「日」を削除し、図番の丸の中を上と下を分ける横線を追加
2. しゅん工図(譲渡図面) (7) 1行目	「6部(うち赤書3部+黒書3部)提出」を「5部提出」へ変更		

書式

旧ページ	新ページ	変更箇所	変更点
P201、P202	P190、P191	書式2 題名	「協議変更申込」を「協議[変更 取下げ]申込」へ変更
		書式2 変更事由項目の上の文章2段目	「協議変更申込」を「協議[変更 取下げ]申込」へ変更
		書式2 委任事項 1.	「変更の申込」を「変更・取下げの申込」へ変更
P203、P204	P192、P193	書式3 右側記入欄「給水装置計画 装置栓種」	「7」を削除
		書式3 右側記入欄「給水装置計画 下水の種別」	「給水装置計画 下水の種別」の項目を削除
		書式3 右側記入欄「給水装置計画 工事用の給水装置」	「給水装置計画 工事用の給水装置」のお客様番号(既設装置)の右側と口径の左側に縦線を記入
P219、P220	P208	書式11 2 2行目	工事場所記入より下の文章をフォント10に変更し、「ある場合は、あらかじめ確保している」を「ある場合、又は配水管の水圧その他の事情により、給水上に支障が生じた場合は、あらかじめ確保している」へ変更
P233、P234、P235	P222、P223、P224	書式18、書式19、書式20の(以下は検査員記入)	(以下は検査員記入)を削除、φ13～φ25の吐水口空間の表とφ30以上の近接壁の距離と吐水口空間の表を追加 さらに貯水槽の天井からオーバーフロー管の中心までの寸法記入を、貯水槽の天井からオーバーフロー管の管頂までの寸法記入記入へ変更
P236	P225	道路使用許可申請書	押印なしの新しい書式で見本を差し替え
P237	P226	連絡体制届出書	公印なしの書式へ変更